

【概要】

「佐倉・城下町400年記念」イメージキャラクター等の使用に関する要綱

1 定義（第2条）

イメージキャラクター等の定義は、次のとおりです。

区分		説明
イメージキャラクター等	イメージキャラクター	市広報マンガキャラクター「カムロちゃん」その他記念事業の実施のためのイメージキャラクター（同マンガ作品に登場する「としかつ君」「ちえりちゃん」その他サブキャラクターを含む）
	ロゴマーク	シンボルマーク（記念事業の実施のために別に規定する図案）及びロゴタイプ（記念事業の実施のために別に規定する装飾文字）から構成

2 使用料の区分（第3条）

イメージキャラクター等を商品等に使用する場合は有償とします。ただし、周知及び使用促進を図るため、平成24年3月31日以前に製造されるものは無償とします。

使用目的		無償・有償の区分
商品等	商品（販売を目的として製造する製品・パッケージ等）	平成24年3月31日以前に製造されるものは無償 （平成24年4月1日以降は有償）
	景品（商品の販売促進等を目的とした製品等）	
（商品等以外）		無償

3 使用料の額（第3条）

使用料の算出方法は、次のとおりです。

使用目的	使用料の額（税込）
商品（販売を目的として製造する製品・パッケージ等）	希望小売価格（税抜）× 予定生産数 × 3%
景品（商品の販売促進等を目的とした製品等）	製造価格 × 予定生産数 × 3%

4 使用料の免除（第4条）、使用承認申請（第6条）

使用者（使用目的）ごとの使用料及び使用承認申請の区分は、次のとおりです。

使用者 （使用目的）	使用料		使用承認申請	
	商品等以外	商品等	商品等以外 （様式第1号）	商品等 （様式第2号）
国又は 地方公共団体	無償	免除	不要	必要 （使用許諾契 約を別に締結）
学校 （教育）				
市又は教育委員会が 共催する行事				
市民公益活動団体 （市民公益活動）				
その他市長が特に 必要と認めたとき				
「佐倉・城下町400 年記念」協賛事業		平成24年3 月31日以前 に製造される ものは無償 （平成24年 4月1日以降 は有償）	必要	
観光協会又は商工会議所 （観光振興又は産業振興）				
報道機関 （報道・広報）				
個人 （非営利の情報発信）				
上記以外の 場合				

5 使用の制限（第5条）

次のいずれかに該当する場合は、使用を承認できません。

- (1) 記念事業の趣旨に反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治的又は宗教的な目的を有するもの
- (4) 不当な利益を得るために利用されるもの
- (5) この要綱又はこの要綱に基づく取扱要領等に従わないおそれのあるもの
- (6) その他市長が不相当と認めるもの

6 別記様式（第6条～第9条）

	様式	説明	あて先	該当条項
第1号	キャラクター等 使用承認申請書	使用申請 (商品等以外)	申請者 市長	第6条第1項
第2号	キャラクター等 商品等使用承認申請書	使用申請 (商品等)	申請者 市長	第6条第2項
第3号	キャラクター等 使用承認通知書	承認通知	市長 申請者	第6条第3項
第4号	キャラクター等 使用不承認通知書	不承認通知	市長 申請者	第6条第5項
第5号	キャラクター等 使用承認取消通知書	承認取消	市長 使用者	第7条第1項
第6号	キャラクター等 使用内容変更届出書	内容変更	使用者 市長	第8条第1項
第7号	キャラクター等 使用中止届出書	使用中止	使用者 市長	第9条

参考 キャラクター等の使用に関する手続きの流れ

